

(土石流被害の防止による評価)

(区分) 国補

事業名	復旧治山事業(通常)	事業箇所	南都留郡	道志村	字西向	地区名	菅指沢(スケザスワ)	事業主体	山梨県
(1)事業概要					(3)事業の妥当性評価				
①課題・背景					①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か)				
本計画箇所は、南都留郡道志村西向地区に位置する一級河川道志川の上流に位置している。平成23年9月の台風15号の集中豪雨により溪流の荒廃が顕著となり下流の長又地区への土砂流出の恐れが高まったため、土砂流出防止対策を早急に実施し、下流保全対象の保護を図る必要がある。					・森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当				
					②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか)				
②整備目標・効果					③経済妥当性				
□主要目標					費用便益費 便益(B) / 費用(C) = 6.16 > 1.0 ・便益(B) = 1547 百万円 ・費用(C) = 251 百万円				
○土石流被害の防止 保全対象 人家 35戸 国道 1300m 緊急度・危険度 14 ≥ 10点※ 被害軽減額 1,151 ≥ 340百万円※ (※評価基準値)					④事業実施・規模の妥当性				
□副次目標					・流域内は治山堰堤が設置されているが、満砂となっている。なお、砂防ダムの計画はない				
□副次効果					⑤整備手法の有効性				
○被害時の被害波及の防止(国道413号線)					・保安林機能の回復を図る目的から治山事業による整備が有効				
(2)整備内容と整備量					⑥環境負荷への配慮				
①整備内容					・切土法面は緑化し、裸地を残さない ・使用機械は排ガス対策型とし、環境負荷を軽減する				
②整備期間					⑦事業計画の熟度				
③総事業費					・地元道志村より強い要望あり。				
④全体計画					<妥当性評価>				
⑤規整備内容・期間・事業費					・7項目すべて妥当であることから、妥当と判断				
昭和53年度 谷止工1基 11百万円					(4)事業間優先度評価				
					・貢献度ランク: a 副次効果ランク: 1 優先度評価: S I				
					(5)総合評価				
					・(3)及び(4)の結果から「最優先」に実施				
					【事業位置図等】				
					省 略				